



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成 28 年度 川崎市立小・中学校における 児童生徒の問題行動等の状況調査結果

この調査結果は、「平成28年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」
(以下 神奈川県の調査) における本市の状況をまとめたものです。

1. 概要・・・・・・・・・・	1
2. 暴力行為の状況・・・・	3
3. いじめの状況・・・・	6
4. 長期欠席の状況・・・・	12
5. 参考資料・・・・・・・・	16

平成29 (2017) 年10月26日

川崎市教育委員会

1. 概要

(1) 川崎市立小・中学校における暴力行為の概要

小学校における暴力行為は、平成 27 年度の 106 件から、平成 28 年度は 191 件となり 85 件増加しています。1000 人あたりの出現数も 1.5 件から 2.6 件に増加しています。暴力行為の形態別発生件数は、生徒間暴力が最も多く、105 件となり、平成 27 年度の 62 件から 43 件増加しています。また、繰り返し暴力行為を起こす児童が、平成 27 年度の 2 人から 6 人と 3 倍に増加しています。

中学校における暴力行為は、平成 22 年度から減少傾向にありましたが、平成 28 年度は、平成 27 年度の 202 件から、221 件と 19 件増加しました。1000 人あたりの出現数は、調査開始以来、最も少ない数字であった平成 27 年度の 6.9 人から平成 28 年度は 7.6 人となりました。暴力行為の形態別発生件数は、生徒間暴力が最も多く、124 件ありましたが、平成 27 年度の 152 件から 28 件減少しました。一方、対教師暴力が、平成 27 年度の 15 件から 26 件に、器物損壊が、平成 27 年度の 27 件から 54 件に増加しています。また、小学校同様、繰り返し暴力行為を起こす生徒が、平成 27 年度の 2 人から平成 28 年度は、4 人と増加しています。

暴力行為の発生件数は、国や県の調査でも増加しておりますが、今後は、暴力行為の多い学校の状況や、繰り返し暴力行為を行う児童の生活環境等の背景を分析し、早い段階から指導・支援を粘り強く行い、学校や関係機関とも連携して減少に努めていきます。

(2) 川崎市立小・中学校におけるいじめの概要

平成 28 年度の小学校におけるいじめの認知件数は 1,165 件で、平成 27 年度の 661 件から 504 件増加しています。中学校における認知件数は 231 件で、平成 27 年度の 147 件から 84 件増加しています。また、本年度から新たに調査された認知したいじめの解消率[※]は、小中学校合わせて 84.6%となっています。

文部科学省は、「発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である」とし、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」（平成 27 年 8 月 17 日児童生徒課長通知）と、肯定的に評価しています。いじめの認知件数が増加していることは、こうした国のいじめの認知に関する考え方の周知が図られているものと考えており、児童生徒の活動の場に必ず教職員の姿（目）があり、いじめの定義に定められているように被害にあった児童生徒が心身の苦痛を感じていると判断した場面を、きめ細かく認知していることによるものと思われます。また、各学校では、「学校いじめ防止基本方針」を、年度末に必ず見直し、学校の実態に即したいじめ防止策を行うように努めています。認知件数が増えている中、認知したいじめの解消率[※]は小中あわせて 80%を超えており、いじめ問題への対応が速やかにできているということにつながります。学校現場においては、いじめの定義に合わせたいじめの認知を行い、引き続き、いじめの早期発見、早期対応、組織的な対応に努めていきます。

また、本市では、毎年 6 月から 7 月末までの任意の 1 ヶ月間を、児童生徒指導点検強化月間

として全市立学校で教育相談やアンケート調査等を行い、いじめ防止等の取組を継続して進めています。さらに、昨年度、本市で発生したいじめ重大事態につきまして、「いじめ問題・専門調査委員会」からの提言を踏まえ、各学校では、児童生徒指導に関する研修の場において、いじめ問題の事例を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応の実践力が身につくように努めています。

児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるように、引き続き、教職員のいじめに関する感度を高めていきたいと考えています。

※ 「いじめの解消率」

平成 27 年度調査までは、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合を「いじめの改善率」としていたが、平成 28 年度文部科学省調査にて「解消しているもの」の定義が明確に示されるとともに、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」とした。

(3) 川崎市立小・中学校における長期欠席の概要

平成 28 年度の小学校の長期欠席者数は 730 人で、病気 189 人、その他 163 人、不登校が 378 人となっています。不登校児童数は、平成 27 年度の 293 人から 85 人増加し、過去 5 年で一番多い数字となっています。中学校の長期欠席者数は 1,417 人で、病気 171 人、その他 130 人、不登校生徒数は 1,116 人となっています。不登校生徒数は、平成 27 年度の 980 人から 136 人増加しています。不登校の要因として回答が多かったものは、いじめを除く友人関係をめぐる問題や、無気力及び不安傾向のある児童生徒が平成 27 年より増加しています。

一方、小学校では、長期欠席児童のうち、欠席理由が複数あり、主たる理由を特定できない「その他」の対象となる人数が、約 1/3 減少しています。これは、担任や児童支援コーディネーターが、家庭訪問等を通して欠席した児童の保護者と積極的な関わりをもち、児童の欠席状況を正確に把握することができたことによると考えます。

しかしながら、小学校 6 年生が翌年中学校 1 年生になった際の不登校増加率が依然として高い数字となっています。児童生徒の個に応じた適切な支援を引き継ぐとともに、新たな不登校を生まないための対策が必要となっています。

不登校の要因は、多様・複雑であることから、学校だけで抱えることなく、関係機関と連携・協力を図ることが必要となります。全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安全・安心して教育が受けられるよう、魅力ある学校づくりを推進すると共に、日頃から児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を行い、必要に応じて学校が、適応指導教室やフリースクール等の関係機関との連携を図るなど、児童生徒の登校支援の取組を推進していきます。

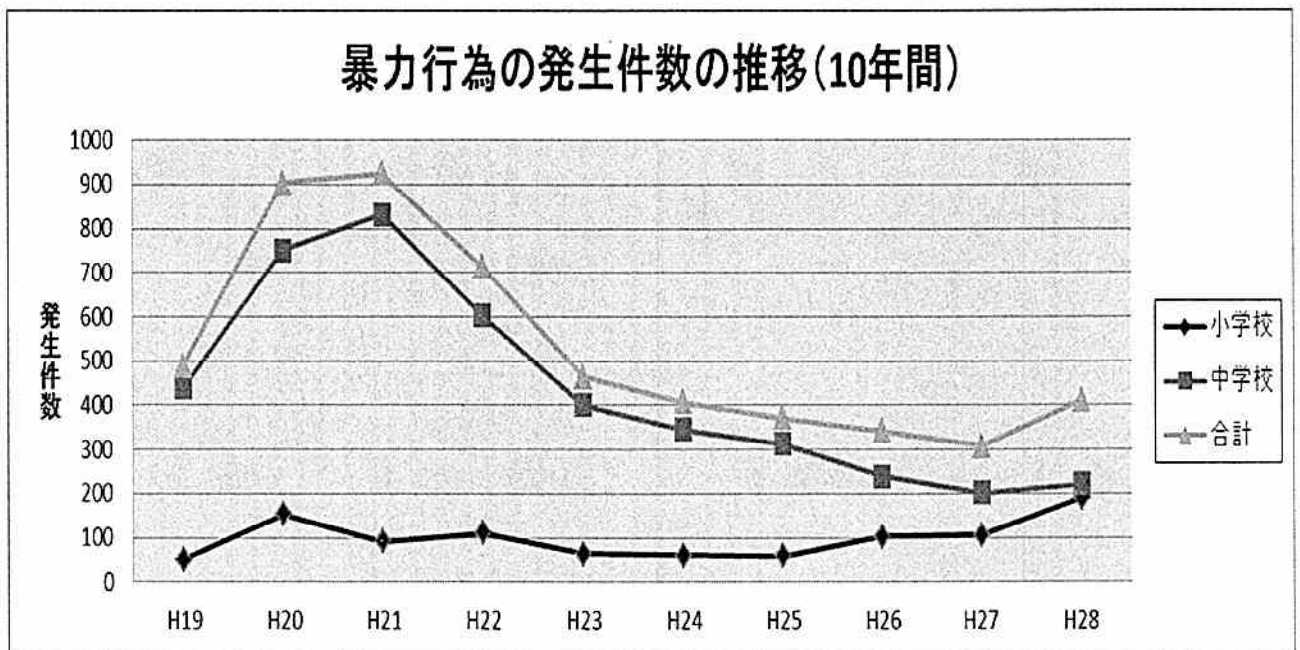
<調査対象> 川崎市立小学校：113 校、川崎市立中学校：52 校

2. 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生件数の推移（5年間）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	発生件数	61	59	103	106	191
	1000人あたり	0.9	0.8	1.4	1.5	2.6
中学校	発生件数	346	312	239	202	221
	1000人あたり	12.3	10.9	8.3	6.9	7.6
計	発生件数	407	371	342	308	412
	1000人あたり	4.1	3.7	3.4	3.0	4.1

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



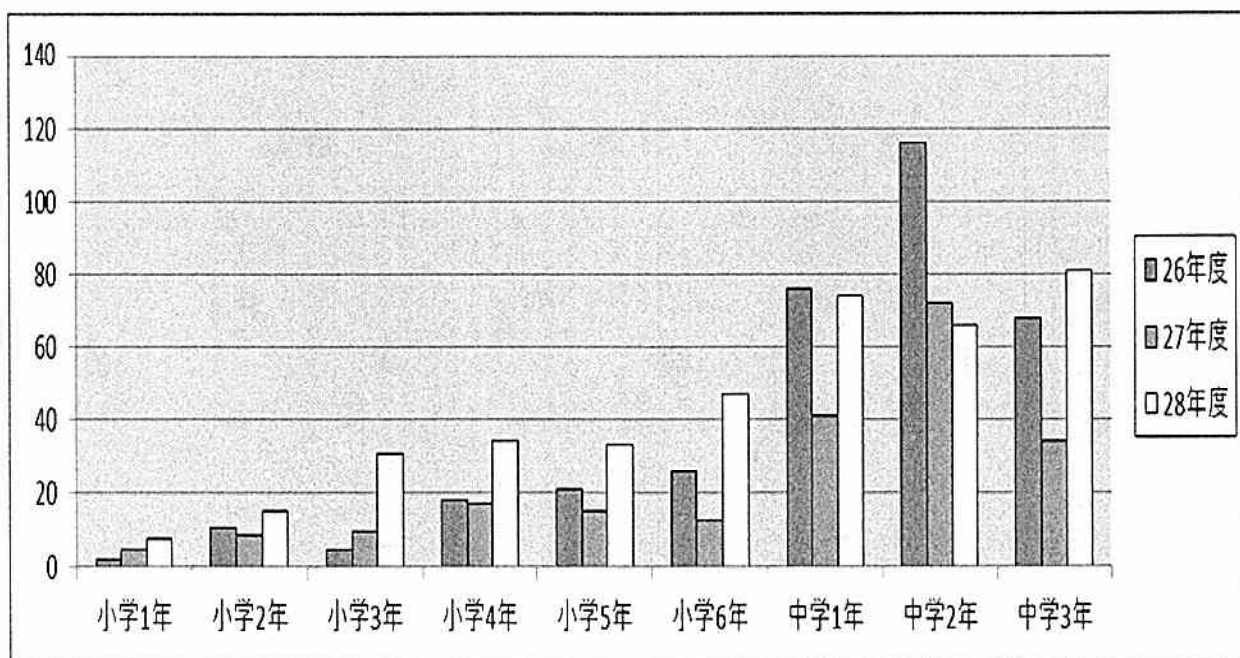
(2) 暴力行為の形態別発生件数の推移（5年間）

形態		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	対教師暴力	16	6	13	14	41
	生徒間暴力	38	45	65	62	105
	対人暴力	1	3	2	3	6
	器物損壊	6	5	23	27	39
中学校	対教師暴力	48	62	31	15	26
	生徒間暴力	200	181	156	152	124
	対人暴力	11	15	5	8	17
	器物損壊	87	54	47	27	54

暴力行為の定義と各形態の凡例は、5ページをご覧ください。

(3) 学年別加害児童生徒数の推移 (3年間)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
平成26年度	2	11	5	18	21	26	76	116	68
平成27年度	5	9	10	22	15	16	41	74	34
平成28年度	8	15	31	34	33	47	74	66	81



(4) 繰り返し暴力行為を起こした児童生徒の推移 (5年間)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	3	2	4	2	6
中学校	8	8	1	2	4

一人が5件以上暴力行為を起こした人数

◆ 文部科学省による「暴力行為」の定義等

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としている。

- ① 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む）の例
 - ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
 - ・教師の胸ぐらをつかんだ
 - ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・養護教諭めがけて椅子を投げつけた
 - ・定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・その他、教職員に暴行を加えた
- ② 「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）の例
 - ・同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
 - ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
 - ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
 - ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
 - ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが身体を突き飛ばすなどした
 - ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- ③ 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
 - ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした
 - ・登下校中に、通行人に怪我を負わせた
 - ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く）に対して暴行を加えた
- ④ 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・トイレのドアを故意に壊した
 - ・補修を要する落書きをした
 - ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・他人の私物を故意に壊した
 - ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

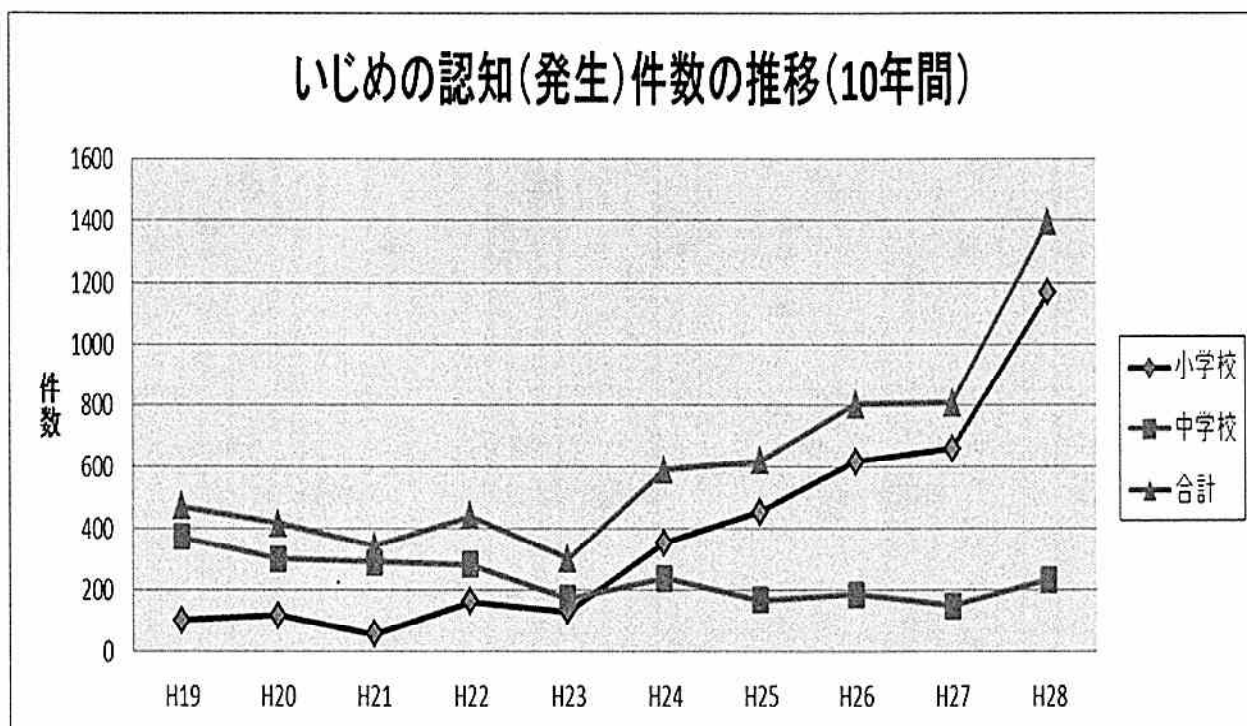
なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものをすべて対象としている。

3. 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(1) いじめの認知（発生）件数の推移（5年間）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	認知件数	353	453	619	661	1,165
	1000人あたり	5.0	6.4	8.7	9.2	16.1
中学校	認知件数	238	167	185	147	231
	1000人あたり	8.4	5.8	6.4	5.0	7.9
計	認知件数	591	620	804	808	1,396
	1000人あたり	6.0	6.2	8.0	8.0	13.7

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



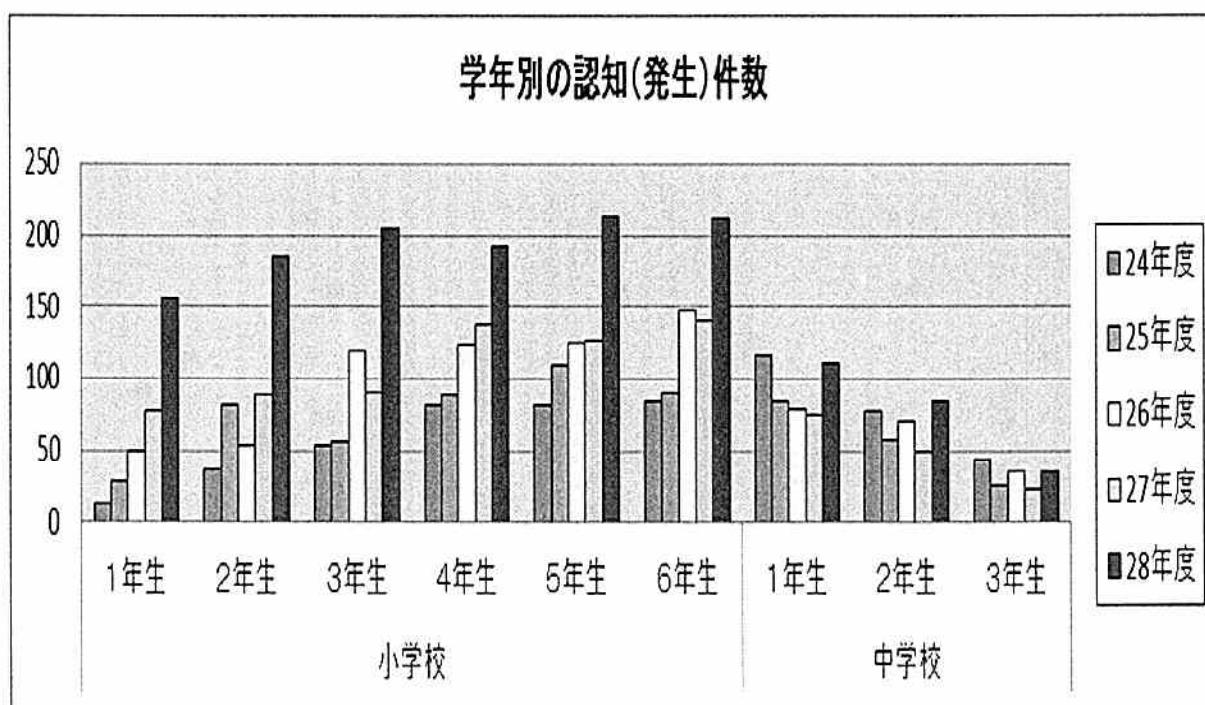
平成25年度に「いじめ」に定義が変更されています。具体的には、11ページをご覧ください。

(2) いじめの男女別認知（発生）件数の推移（5年間）

	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
平成24年度	236	117	157	81
平成25年度	261	192	86	81
平成26年度	391	228	102	83
平成27年度	391	270	100	47
平成28年度	744	421	139	92

(3) いじめの学年別認知件数（5年間）

年度	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
24年度	13	37	54	82	82	85	117	77	44
25年度	28	81	56	89	109	90	84	58	25
26年度	49	54	119	124	125	148	79	71	35
27年度	78	88	90	138	127	140	75	49	23
28年度	156	186	205	193	213	212	111	84	36



(4) いじめの態様別認知件数

項目(※)	27年度		28年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	405	89	697	128
仲間はずれ、集団による無視をされる。	113	14	188	27
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	126	24	162	21
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	15	6	41	7
金品をたかられる。	8	3	19	6
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	43	9	90	21
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	18	8	47	19
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	11	24	26	21
その他	13	5	73	1

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

(5) いじめの発見のきっかけ

項目(※)		27年度		28年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校の教職員等が発見		302	51	516	79
内 訳	学級担任が発見	181	32	205	50
	学級担任以外の教職員が発見	9	16	14	15
	養護教諭が発見	0	0	2	1
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	2	0
	アンケート調査など学校の取組により発見	112	3	293	13
学校の教職員以外からの情報により発見		359	96	649	152
内 訳	本人からの訴え	152	41	337	79
	児童生徒(本人)の保護者からの訴え	170	40	222	50
	児童生徒(本人を除く)からの情報	14	12	60	12
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	20	3	28	8
	地域の住民からの情報	2	0	0	1
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	1	0	2	2
	その他(匿名による投書など)	0	0	0	0
計		661	147	1,165	231

※神奈川県調査項目の原文のままです。

(6) いじめられた児童・生徒の相談の状況

項目(※)	28年度	
	小学校	中学校
学級担任に相談した	964	168
学級担任以外の教職員に相談した (養護教諭・スクールカウンセラー等の相談員を除く)	130	50
養護教諭に相談した	21	6
スクールカウンセラー等の相談員に相談した	26	6
学校以外の相談機関に相談した(電話相談やメール等も含む)	15	3
保護者や家族等に相談した	379	59
友人に相談した	61	17
その他(地域の人など)に相談した	3	0
誰にも相談していない	49	13

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

(7) いじめの改善状況の推移※（5年間）

小学校	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
① 解消しているもの	307	272	407	520	969
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	41	178	203	128	
③ 改善した件数(①+②)	348	450	610	648	
改善率 (③/認知件数×100)	98.6%	99.1%	98.6%	98.0%	
解消率 (①/認知件数×100)					83.2%

中学校	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
① 解消しているもの	222	144	154	128	212
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	13	22	26	17	
③ 改善した件数(①+②)	235	166	180	145	
改善率 (③/認知件数×100)	98.7%	99.4%	97.3%	98.6%	
解消率 (①/認知件数×100)					91.8%

小・中学校	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校で改善(解消)した件数	348	450	610	648	969
中学校で改善(解消)した件数	235	166	180	145	212
合計	583	616	790	793	1,181
改善率 (合計/認知件数×100)	98.7%	99.4%	98.3%	98.1%	
解消率 (①/認知件数×100)					84.6%

※「改善率」は、神奈川県定義によるものです。

※「解消したもの」「一定の解消が図られたが、継続支援中」とは、当該年度内で判断されたものです。

※平成28年度文部科学省調査から「いじめが解消している」要件が示され、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」としました。

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。（平成28年度文部科学省調査より）

(8) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

※複数回答です

項 目 (※)	27 年度		28 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
いじめ問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図ったり、校内研修会を実施したりした。	113	52	113	52
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	98	41	113	52
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	81	43	112	52
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	70	41	109	49
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	49	26	113	52
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	113	52	111	52
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	17	10	41	21
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	14	11	43	15
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した。	53	27	105	50
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	113	52	113	52
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等のための組織を招集した。	113	52	113	52

◆ 文部科学省における「いじめ」の定義等

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（以下「法」という）第 2 条第 1 項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（注 1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特に、いじめには多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈することのないようにしてください。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

（注 2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指す。

（注 3）「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

（注 4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれる。

（注 5）けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

4. 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(1) 理由別長期欠席者数の推移（5年間）

年度	小学校						中学校					
	長欠	病気	不登校	その他	出現率(N)	割合	長欠	病気	不登校	その他	出現率(N)	割合
24年度	591		210		0.30	35.5	1,244		1,010		3.58	81.2
25年度	684		238		0.34	34.8	1,233		1,048		3.65	85
26年度	754		271		0.38	35.9	1,188		1,003		3.48	84.4
27年度	724	192	293	239	0.41	40.5	1,243	162	980	101	3.34	78.8
28年度	730	189	378	163	0.52	51.8	1,417	171	1,116	130	3.82	78.8

※平成27年度調査より、学校基本調査の長欠調査の項目が加まりました。

※長欠＝病欠＋不登校＋その他

※不登校出現率＝不登校者数÷全児童・生徒数×100

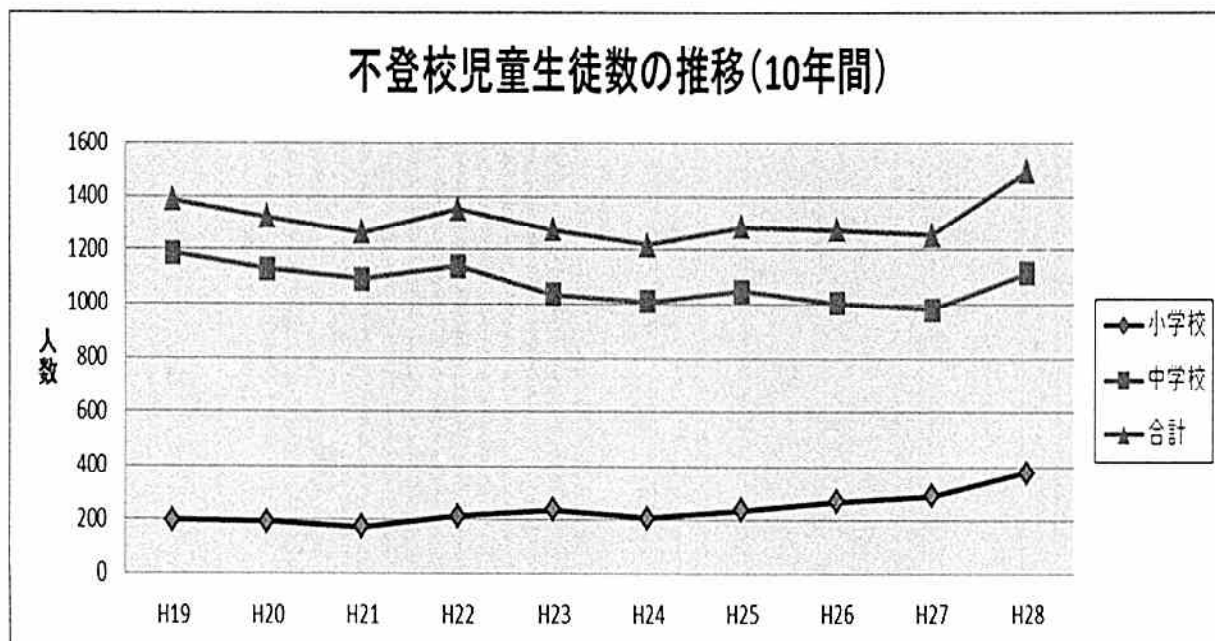
※長欠者数の中の不登校の割合＝不登校者数÷長欠者数×100

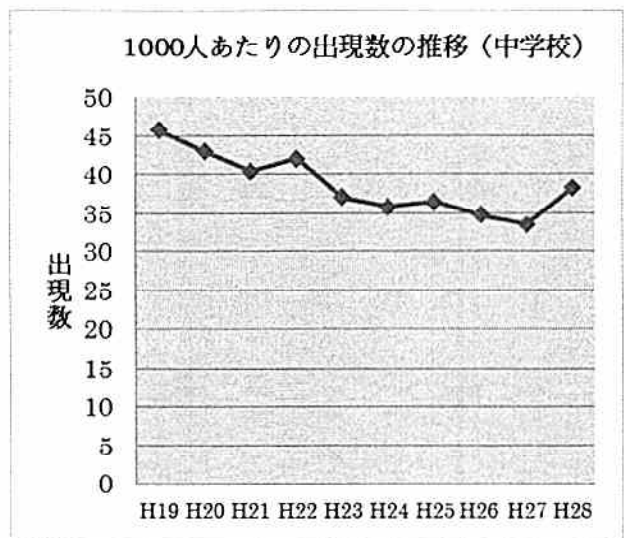
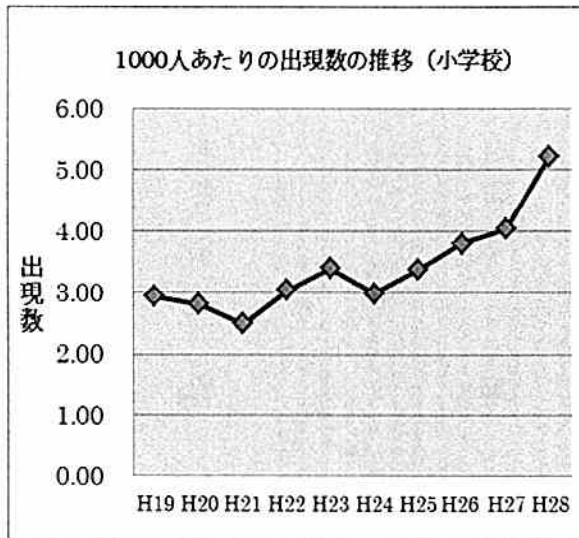
(2) 不登校児童生徒数の推移（5年間）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	人数	210	238	271	293	378
	1000人あたり	3.0	3.4	3.8	4.1	5.2
中学校	人数	1,010	1048	1003	980	1,116
	1000人あたり	35.8	36.5	34.8	33.4	38.2
計	人数	1,220	1286	1274	1273	1494
	1000人あたり	12.4	13.0	12.7	12.6	14.7

※「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。

不登校の定義は、15ページをご覧ください。



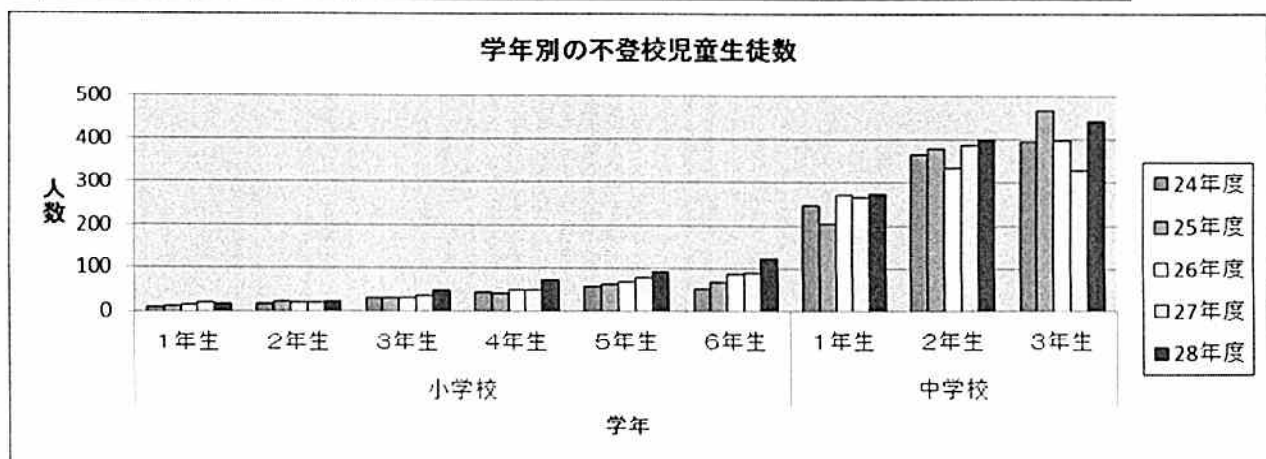


(3) 区別不登校児童生徒数（平成 28 年度）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
小学校	72	39	55	60	55	59	38
中学校	199	80	176	151	242	130	138
計	271	119	231	211	297	189	176

(4) 学年別不登校児童生徒数の推移（5 年間）

校種	学年	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
小学校	1 年	10	12	15	21	18
	2 年	17	23	21	20	22
	3 年	30	31	30	35	48
	4 年	43	42	50	50	74
	5 年	58	62	68	77	92
	6 年	52	68	87	90	124
中学校	1 年	248	204	271	265	273
	2 年	366	378	335	387	400
	3 年	396	466	397	328	443



(5) 中学校入学後の不登校の増加状況の推移（5年間）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中学1年生の不登校児童生徒数	248	204	271	265	273
前年度6年生時の不登校児童数	83	52	68	87	90
増加数（人）	165	152	203	178	183
増加率（％）	199%	292%	299%	205%	203%

(6) 不登校の要因

項目（※）	27年度		28年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
いじめ	2	4	6	5
いじめを除く友人関係をめぐる問題	49	271	73	357
教職員との関係をめぐる問題	10	35	15	12
学業の不振	61	158	62	173
進路にかかる不安	4	26	6	21
クラブ活動、部活動等への不適應	0	41	0	29
学校のきまり等をめぐる問題	5	29	9	40
入学、転編入学、進級時の不適應	20	104	13	14
家庭に係る状況	199	249	192	154
「学校における人間関係」に課題を抱えている	33	124	32	171
「あそび・非行」の傾向がある	2	78	4	54
「無気力」の傾向がある	77	316	123	386
「不安」の傾向がある	92	330	168	415
その他	89	131	51	90

※複数回答です。

(7) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移（5年間）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	児童数	70	93	126	120	143
	割合	33.3%	39.1%	46.5%	41.0%	37.8%
中学校	生徒数	357	354	350	289	303
	割合	35.3%	33.8%	34.9%	29.5%	27.2%
計	児童生徒数	427	447	476	409	446
	割合	35.0%	34.8%	37.4%	32.1%	29.9%

◆ 文部科学省による「長期欠席者」及び「不登校」の定義等

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいう。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類する。

「病気」は「本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」をいう。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」をいう。

「不登校」は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）」をいう。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由によって登校しない（できない）。

「その他」は上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することをいう。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している
- ・欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」など）、主たる理由を特定できない

「その他」における「うち、不登校の要因を含んでいる者」には、「その他」に該当する者のうち、欠席理由が2つ以上ある中の1つに「不登校」の要因を含む者とする。

神奈川県の暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

▲減少

	平成28年度				平成27年度				平成28、27年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	2,861	1,476	4,337	16.6	2,080	1,826	3,906	14.8	781	▲ 350	431	1.8
川崎市	191	221	412	4.1	106	202	308	3.0	85	19	104	1.0
相模原市	423	320	743	14.0	350	365	715	13.4	73	▲ 45	28	6.2
横須賀市	184	212	396	13.6	123	177	300	10.0	61	35	96	3.6
湘南三浦	211	350	561	7.2	73	287	360	4.6	138	63	201	2.6
県央	426	411	837	12.7	418	396	814	12.2	8	15	23	4.6
中	84	195	279	6.3	86	209	295	6.6	▲ 2	▲ 14	▲ 16	▲ 0.3
県西	79	114	193	8.3	53	134	187	7.3	26	▲ 20	6	1.0
神奈川県	4,459	3,299	7,758	11.8	3,289	3,596	6,885	10.4	1,170	▲ 297	873	1.4

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

	平成28年度				平成27年度				平成28、27年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	2,985	791	3,776	14.4	1,343	509	1,852	7.0	1,642	282	1,924	7.4
川崎市	1,165	231	1,396	13.7	661	147	808	8.0	504	84	588	5.8
相模原市	1,311	499	1,810	34.0	875	513	1,388	25.9	436	▲ 14	422	8.1
横須賀市	253	151	404	13.9	240	160	400	13.3	13	▲ 9	4	0.5
湘南三浦	594	549	1,143	14.7	225	375	600	7.7	369	174	543	7.0
県央	1,349	443	1,792	27.2	683	424	1,107	16.6	666	19	685	10.6
中	2,641	573	3,214	72.8	848	291	1,139	25.4	1,793	282	2,075	47.4
県西	309	218	527	22.6	155	133	288	11.2	154	85	239	11.4
神奈川県	10,607	3,455	14,062	21.4	5,030	2,552	7,582	11.4	5,577	903	6,480	10.0

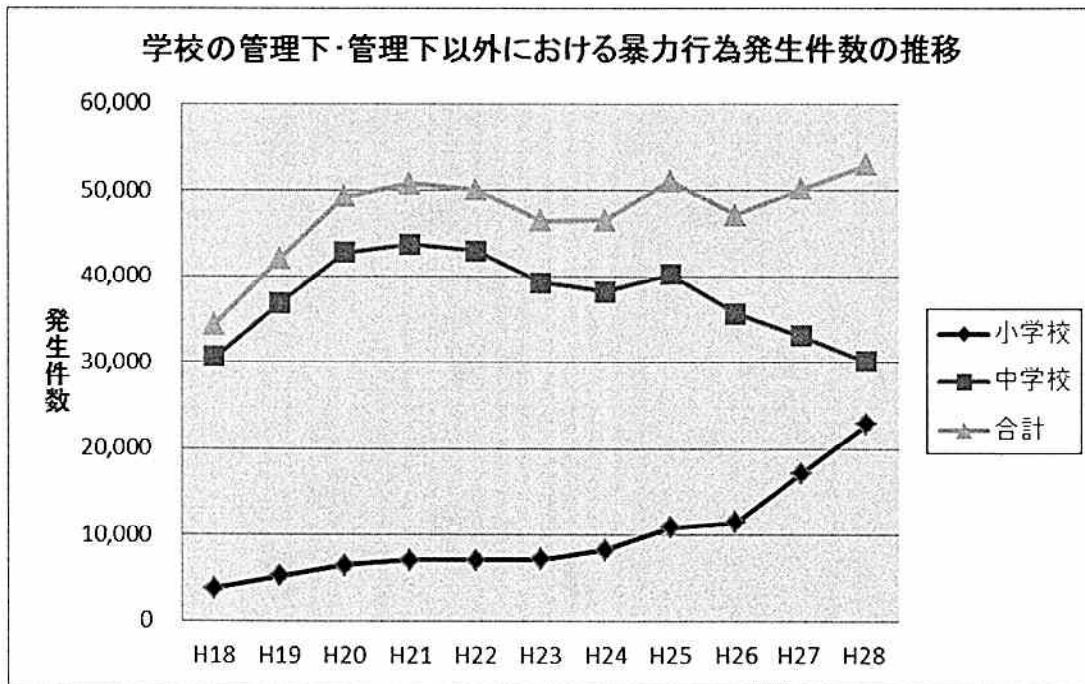
3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校を除く） ※は1,000人あたりの人数

		平成28年度 長期欠席				平成27年度 長期欠席				平成28、27年度比較 長期欠席			
		計	不登校	病気	その他	計	不登校	病気	その他	計	不登校	病気	その他
横浜市	小	2,040	1,191	470	379	2,090	1,029	520	541	▲ 50	162	▲ 50	▲ 162
	中	3,312	2,868	375	69	2,994	2,338	365	291	318	530	10	▲ 222
	合計	5,352	4,059	845	448	5,084	3,367	885	832	268	692	▲ 40	▲ 384
	※	20.4	15.5			19.3	12.8			1.7	2.7		
川崎市	小	730	378	189	163	724	293	192	239	6	85	▲ 3	▲ 76
	中	1,417	1,116	171	130	1,243	980	162	101	174	136	9	29
	合計	2,147	1,494	360	293	1,967	1,273	354	340	180	221	6	▲ 47
	※	21.1	14.7			19.5	12.6			0.1	2.1		
相模原市	小	390	214	107	69	350	169	82	99	40	45	25	▲ 30
	中	821	721	47	53	776	652	67	57	45	69	▲ 20	▲ 4
	合計	1,211	935	154	122	1,126	821	149	156	85	114	5	▲ 34
	※	22.8	17.6			21.0	15.3			0.9	2.2		
横浜賀市	小	316	158	105	53	283	127	102	54	33	31	3	▲ 1
	中	683	547	111	25	589	480	95	14	94	67	16	11
	合計	999	705	216	78	872	607	197	68	127	98	19	10
	※	34.3	24.2			29.1	20.2			2.2	4.0		
湘南三浦	小	645	291	180	174	576	238	172	166	69	53	8	8
	中	1,137	778	190	169	1,094	730	182	182	43	48	8	▲ 13
	合計	1,782	1,069	370	343	1,664	968	354	342	118	101	16	1
	※	22.9	13.8			21.4	12.4			1.1	1.3		
県央	小	609	239	259	111	509	221	149	139	100	18	110	▲ 28
	中	1,161	835	244	82	1,015	713	172	130	146	122	72	▲ 48
	合計	1,770	1,074	503	193	1,524	934	321	269	246	140	182	▲ 76
	※	26.9	16.3			22.9	14.0			1.8	2.3		
中	小	449	168	210	71	387	134	146	107	62	34	64	▲ 36
	中	757	478	212	67	610	418	124	68	147	60	88	▲ 1
	合計	1,206	646	422	138	997	552	270	175	209	94	152	▲ 37
	※	27.3	14.6			22.2	12.3			0.9	2.3		
県西	小	234	126	77	31	206	108	55	43	28	18	22	▲ 12
	中	357	284	49	24	360	281	49	30	▲ 3	3	0	▲ 6
	合計	591	410	126	55	566	389	104	73	25	21	22	▲ 18
	※	25.4	17.6			22.0	15.2			2.1	2.4		
神奈川県	小	5,413	2,765	1,597	1,051	5,125	2,319	1,418	1,388	288	446	179	▲ 337
	中	9,645	7,627	1,399	619	8,681	6,592	1,216	873	964	1,035	183	▲ 254
	合計	15,058	10,392	2,996	1,670	13,806	8,911	2,634	2,261	1,252	1,481	362	▲ 591
	※	22.9	15.8			20.8	13.4			1.3	2.4		

湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

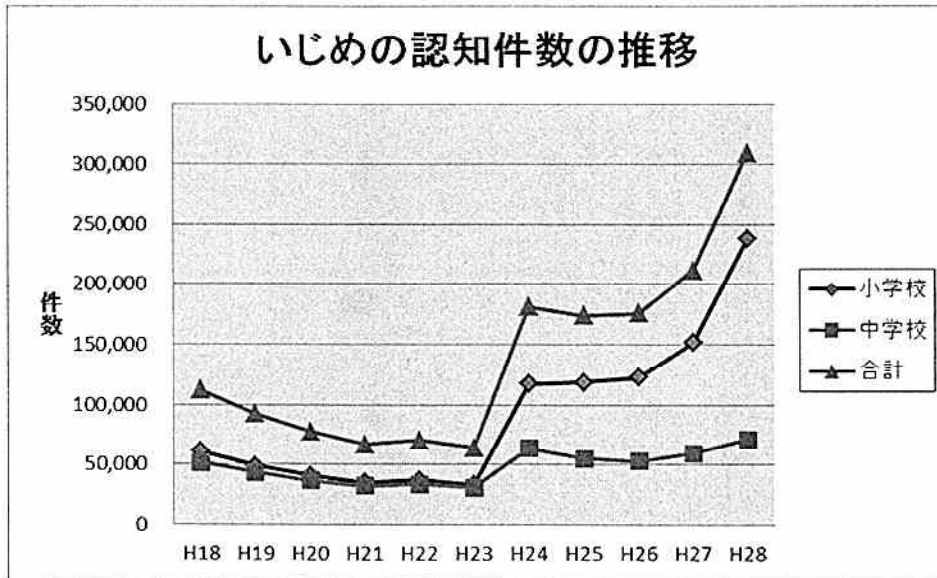
国の暴力行為、いじめ、不登校の状況

1 暴力行為の状況について



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	3,803	5,214	6,484	7,115	7,092	7,175	8,296	10,896	11,472	17,078	22,847
中学校	30,564	36,803	42,754	43,715	42,987	39,251	38,218	40,246	35,683	33,073	30,148
合計	34,367	42,017	49,238	50,830	50,079	46,426	46,514	51,142	47,155	50,151	52,995

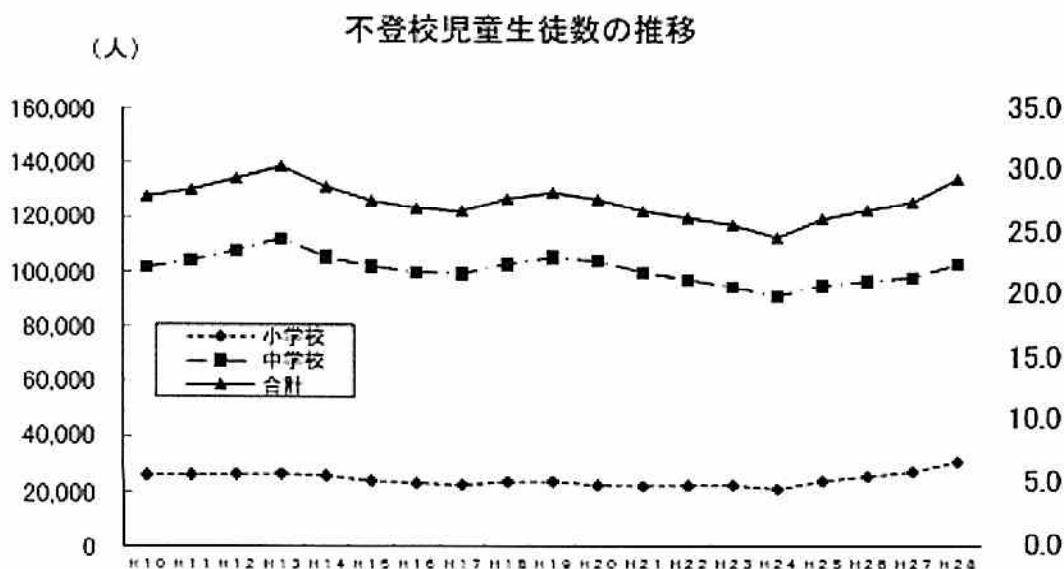
2 いじめの状況について



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	60,897 8.5	48,896 6.9	40,807 5.7	34,766 4.9	36,909 5.3	33,124 4.8	117,384 17.4	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,921 36.7
中学校	51,310 14.2	43,505 12.0	36,795 10.2	32,111 8.9	33,323 9.4	30,749 8.6	63,634 17.8	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8
合計	112,207 10.4	92,401 8.6	77,602 7.2	66,877 6.3	70,232 6.6	63,873 6.1	181,018 17.5	173,996 17.0	175,705 17.4	211,194 21.1	309,230 31.2

※上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

3 小・中学校における不登校の状況について



不登校児童生徒数の推移

区分	小学校			中学校			計		
	(A)全児童数 (人)	(B)不登校児童数 (人) カッコ内 (B/A ×100) (%)	不登校児童 数の増▲減 率(%)	(A)全生徒 数(人)	(B)不登校生 徒数(人) カッコ内 (B/A ×100) (%)	不登校生徒 数の増▲減 率(%)	(A)全児童生 徒数(人)	(B)不登校児 童生徒数の合 計(人) カッコ内 (B/A ×100) (%)	不登校児童 生徒数の増 ▲減率(%)
3年度	9,157,429	12,845 (0.14)	-	5,188,314	54,172 (1.04)	-	14,345,743	68,817 (0.47)	-
4年度	8,947,226	13,710 (0.15)	8.4	5,036,840	58,421 (1.16)	7.8	13,984,066	72,131 (0.52)	8.0
5年度	8,768,881	14,769 (0.17)	7.7	4,850,137	60,039 (1.24)	2.8	13,619,018	74,808 (0.55)	3.7
6年度	8,582,871	15,786 (0.18)	6.9	4,681,166	61,663 (1.32)	2.7	13,264,037	77,449 (0.58)	3.5
7年度	8,370,246	16,569 (0.20)	5.0	4,570,390	65,022 (1.42)	5.4	12,940,636	81,591 (0.63)	5.3
8年度	8,105,629	19,498 (0.24)	17.7	4,527,400	74,853 (1.65)	15.1	12,633,029	94,351 (0.75)	15.6
9年度	7,855,387	20,765 (0.26)	6.5	4,481,480	84,701 (1.89)	13.2	12,336,867	105,466 (0.85)	11.8
10年度	7,663,533	26,017 (0.34)	25.3	4,380,604	101,675 (2.32)	20.0	12,044,137	127,692 (1.06)	21.1
11年度	7,500,317	26,047 (0.35)	0.1	4,243,762	104,180 (2.45)	2.5	11,744,079	130,227 (1.11)	2.0
12年度	7,366,079	26,373 (0.36)	1.3	4,103,717	107,913 (2.63)	3.6	11,469,796	134,286 (1.17)	3.1
13年度	7,296,920	26,511 (0.36)	0.5	3,991,911	112,211 (2.81)	4.0	11,288,831	138,722 (1.23)	3.3
14年度	7,239,327	25,869 (0.36)	▲ 2.4	3,862,849	105,383 (2.73)	▲ 6.1	11,102,176	131,252 (1.18)	▲ 5.4
15年度	7,226,910	24,077 (0.33)	▲ 6.9	3,748,319	102,149 (2.73)	▲ 3.1	10,975,229	126,226 (1.15)	▲ 3.8
16年度	7,200,933	23,318 (0.32)	▲ 3.2	3,663,513	100,040 (2.73)	▲ 2.1	10,864,446	123,358 (1.14)	▲ 2.3
17年度	7,197,458	22,709 (0.32)	▲ 2.6	3,626,415	99,578 (2.75)	▲ 0.5	10,823,873	122,287 (1.13)	▲ 0.9
18年度	7,187,417	23,825 (0.33)	4.9	3,609,306	103,069 (2.86)	3.5	10,796,723	126,894 (1.18)	3.8
19年度	7,132,874	23,927 (0.34)	0.4	3,624,113	105,328 (2.91)	2.2	10,756,987	129,255 (1.20)	1.9
20年度	7,121,781	22,652 (0.32)	▲ 5.3	3,603,220	104,153 (2.89)	▲ 1.1	10,725,001	126,805 (1.18)	▲ 1.9
21年度	7,063,606	22,327 (0.32)	▲ 1.4	3,612,747	100,105 (2.77)	▲ 3.9	10,676,353	122,432 (1.15)	▲ 3.4
22年度	6,993,376	22,463 (0.32)	0.6	3,572,652	97,428 (2.73)	▲ 2.7	10,566,028	119,891 (1.13)	▲ 2.1
23年度	6,887,292	22,622 (0.33)	0.7	3,589,774	94,836 (2.64)	▲ 2.7	10,477,066	117,458 (1.12)	▲ 2.0
24年度	6,764,619	21,243 (0.31)	▲ 6.1	3,569,010	91,446 (2.56)	▲ 3.6	10,333,629	112,689 (1.09)	▲ 4.1
25年度	6,676,920	24,175 (0.36)	13.8	3,552,455	95,442 (2.69)	4.4	10,229,375	119,617 (1.17)	6.1
26年度	6,600,006	25,864 (0.39)	7.0	3,520,730	97,033 (2.76)	1.7	10,120,736	122,897 (1.21)	2.7
27年度	6,543,104	27,583 (0.42)	6.6	3,481,839	98,408 (2.83)	1.4	10,024,943	125,991 (1.26)	2.5
28年度	6,491,834	31,151 (0.48)	12.9	3,426,962	103,247 (3.01)	4.9	9,918,796	134,398 (1.35)	6.7

(注1)調査対象:国公立小・中学校(小学校には義務教育学校前期課程,中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。)

(注2)年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く。)をいう。

平成 28 年度 川崎市立小・中学校における
児童生徒の問題行動等の状況調査結果

平成 29 (2017) 年 10 月 26 日

川崎市教育委員会事務局

学校教育部 指導課

電話 044-200-3247